

沖縄県市町村における法定外税の概要

<法定外税>

地方公共団体は地方税法に定める税目(法定税)以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」とい、「法定外税」を新設(変更)する場合は、条例可決後、総務大臣との協議・同意の手続きが必要とされている。

沖縄県の市町村においては、4村において法定外目的税を導入しており、その概要は以下のとおりである。

団体名	伊是名村	伊平屋村	渡嘉敷村	座間味村
税目名	環境協力税	環境協力税	環境協力税	美ら島税
課税客体	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する行為	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する行為
税収の用途	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用
課税標準	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船等により伊平屋村へ入域する回数	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する回数	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する回数
納税義務者	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	旅客船等により伊平屋村へ入域する者	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する者	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する者
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
税率	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	1回の入域につき100円(障害者、中学生以下は課税免除)	1回の入域につき100円(障害者、中学生以下は課税免除)
施行年月日	H17.4.25施行	H20.7.1施行	H23.4.1施行	H30.4.1施行